

細川家伝来文書にみる信長文書論の現在地

山田 貴 司

はじめに

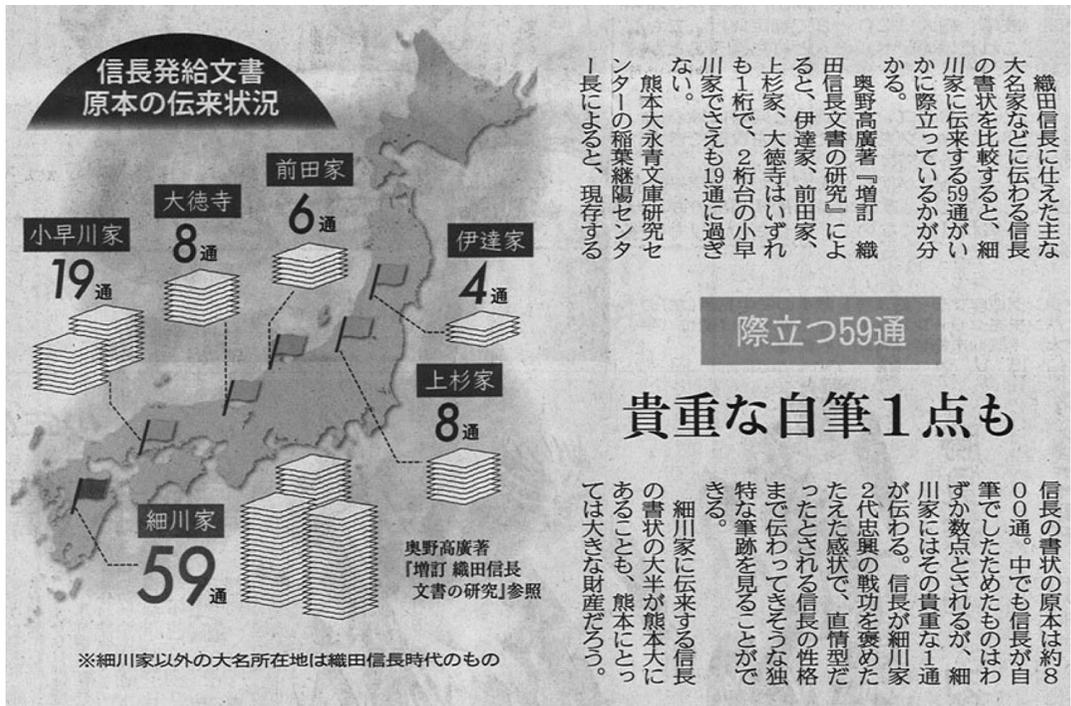
本稿は、江戸時代に熊本の地を治めた大名細川家に伝来し、こんにちまで守り伝えられてきた五九通の織田信長発給文書について、古文書学的な見地から分析した中京大学文化科学研究所フォーラムでの講演を、改めてとりまとめたものである。まずは、検討対象とした信長文書五九通の所蔵状況と、講演テーマの設定経緯について述べよう。

公益財団法人永青文庫が所蔵する『細川家文書』は、「遠祖」とされる和泉上守護細川家ゆかりの文書や、くだんの信長文書等の中世文書を含む、五万八千件に及ぶ細川家伝来の古文書群であり、大半は熊本大学附属図書館に寄託されている。その存在は一部研究者には早くから知られており、さまざまな分野で活用を得てきたが、平成二〇年（二〇〇八）に地元企業の寄付により熊本県に「永青文庫常設展示振興基金」が創設され、翌年に熊本大学文学部附属永青文庫研究センターが設置されたことにともない、史料集の刊行や目録の整備など、近年は同センターが『細川家文書』の基礎的な調査研究を担っている。

こうした中、最近ニュースになったのが、『細川家文書』の中世文書二六六通の重要文化財指定である。これは永青文庫研究センターの地道な調査研究の成果をうけてのことであり、日本史上の重要史料が熊本に数多く伝えられている事実を広く発信するものであった。

そして、指定された二六六通の中で、わたしと永青文庫研究センターの稲葉継陽の目を改めて奪ったのが、五九通の信長文書である。その存在は、『細川家文書』の中世文書が重文指定される大きな要因となっていたのだが、こんにちまでこれほど多く信長文書を伝えた大名家は他にみあたらない。試しに『増訂織田信長文書の研究』〔奥野一九八八〕をめくり、原本の伝来状況を整理したところ、きわめて突出した残存数であることが再確認された〔図版1〕。

かかる事情を背景に、わたしが所属する熊本県立美術館と永青文庫研究センター、そして永青文庫は、中世文書の重文指定を記念し、信長文書五九通を一堂に集め、展覧する展覧会を企画した。熊本県立美術館で平成二六年一〇月から同二月まで、永青文庫で平成二七年正月から同三月まで開催された『重要文化財指定記念 信長からの手紙』



〔図版1〕 信長発給文書の原本伝来状況（『熊本日日新聞』平成26年10月18日朝刊より抜粋）

である（そして、その展覧会図録が「熊本県立美術館二〇一四」）。企画・展示にあたっては、信長文書五九通が伝来した経緯を洗いなおしたうえで、それらの内容や文書様式を改めて検討し、最新の研究動向と照らし合わせ、その重要性を再定位する作業をおこなった。また、東京大学史料編纂所の全面的な協力のもと、料紙についてもさまざまな観点から分析を加えることとなった。

右のような経緯を踏まえ、フォーラムでは、展覧会の準備作業を通じて得た信長文書論の知見を、最新の研究動向に学びつつ、わたしなりに整理し、提示することとした。具体的には、信長文書五九通の伝来論、信長文書の筆跡論、「天下布武」印判の朱印・黒印の使用、信長文書の料紙の問題が、そのおもな論点であった。

一 五九通もの信長文書が伝来した経緯

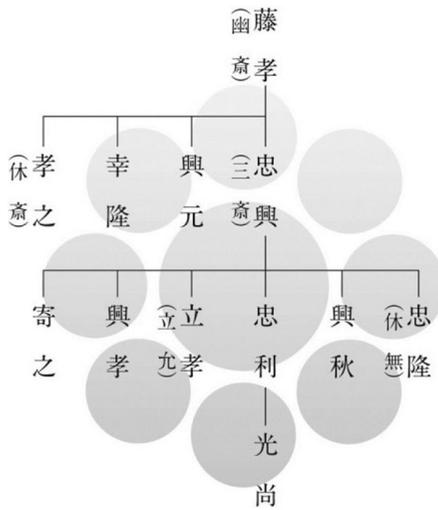
織田信長関係文書を集めた奥野高広の労作『増訂織田信長文書の研究』〔奥野一九八八〕は、信長文書の原本七八六通と写三一一通、総計一〇九七通を掲載する「滋賀県安土城郭調査研究所一九九九」。

その数値からいって、細川家伝来の信長文書五九通は、特定の大名家に伝来した文書群として、やはり突出した存在であるわけだが「図版1」、それでは、これらほどのような経緯でこんなにまで伝来したのであろう。本展を準備する中で、信長文書五九通は当初から細川家の由緒を物語る「重宝」として嫡流に受け継がれてきたのではなく、江戸時代前期には散逸の危機にも直面していた事実が明らかとなった。以下、稲葉継陽の研究などを参考に「稲葉二〇一四」、山田貴司二〇一

五、「伝来経緯について述べてみよう。」

周知のように信長文書五九通の大半は、細川（長岡）藤孝（幽斎）宛のものである。ただし、それらを含む藤孝遺品を相続したのは、嫡子として家督を継承した細川（長岡）忠興（三斎）ではない。じつは、藤孝が晩年にもうけた四男の細川（長岡）孝之（休斎）であった「略系図」。天正一〇年（一五八二）に藤孝は家督を忠興へ譲り、隠居して幽斎と号する。しかし、以後も彼は豊臣秀吉の側近として活動を続けており、その手もとには、秀吉から与えられた隠居領に加え、受給文書群、道具類、典籍類が残されていた。そんな「隠居の家」を譲り受けたのが、孝之だったのだ。

藤孝の死後に編まれた自詠和歌集『衆妙集』をみる限り、早くから彼は孝之による「隠居の家」相続を考えていたらしい。慶長四年（一五九九）正月の試筆に、藤孝は「孝之に 隠居の家督相続し侍るへ



【細川家略系図】（〔熊本県立美術館 2014〕より抜粋）

きとての元旦に」として、「あら玉の ことはよをも ゆつりはのときはの色に ならへとそ思」と詠んでいる（『衆妙集』一四〇号）。遅くともこの時までには、孝之は藤孝の「隠居の家」の後継者という立場になっていた。

そして、注目されるのが、孝之が相続した藤孝ゆかりの品々の様相である。先述したように、そこには道具類や典籍類も含まれていたと考えられる。たとえば、こんにち永青文庫所蔵となっている貴重な中世の螺鈿鞍《国宝 柏木菟螺鈿鞍》は、「足利又太郎忠綱宇治川渡之鞍」として將軍足利義輝から藤孝が拝領した由緒ただしき逸品だが「熊本県立美術館二〇一〇」、藤孝の死後は孝之が所有し、後に細川綱利へ譲渡されたもの（『御家名物之大概』『綿考輯録 巻一七』）。また、「世中二又ともなき日本一ツの物候」と評された「幽斎御所持候つる萬代和か六冊」は、孝之から細川忠利に贈られ、後に烏丸光賢（細川忠興の娘婿）へ譲られた（元和三年カ、一六一七 四月一八日付忠利宛忠興書状『大日本近世史料 細川家史料』忠興書状一三七号文書）。孝之が継承した藤孝遺品の全貌はわからないけれど、こうした事例をみる限り、その重要な部分は彼の手もとに伝来していたとみて差し支えなさそうである。

さて、信長文書に話を戻す。いま述べたような「隠居の家」のことも、遺品の伝来状況を勘案すると、藤孝宛信長文書もまた孝之のもとに伝来していたと考えるべきであろう。藤孝に弟子入りしていた歌人・松永貞徳の『戴恩記』も、「藤孝公のとり給し感状数通」を孝之が所持すると明記している（本件については、中京大学の小高道子より教示をうけた）。そして、その実態を示すものとして注目されるのが

(寛永一六年、一六三九)二月一五日付長岡休斎(細川孝之)書状
 (宇土細川家文書 九州大学附属図書館附設記録資料館九州文化史資料部門所蔵、二四三三号文書、「熊本県立美術館二〇一四」)「史料1」である。

「史料1」

一、信長様(細川孝之)幽齋所へ被遣候御感状之儀、被 仰下候、先年越中守様(細川忠利)ヨリ休無様迄被 仰入、取二被下候へ共、其刻八私存旨御座候二付、進上不仕候へ共、此度肥州様へ御覽被成度由被 仰下候間、御感状九ツ内三ツ八うつし、佐藤少左衛門尉二相渡シ致進上候、私加様之躰二罷成候上八、もはや被不入儀二御座候へ共、御披見被遊候八、返シ被下候様二被 仰上候而可被下候事、

一、御感状之うつし本書三ツノ内、忝ッ八御国八代泰岩寺、忝ッ八大徳寺高桐院、忝ッ幽齋存生之時松井(藤之)佐渡所へ遣し申候、此外二 信長様へ対シ忠節仕候二付、秀吉公ヨリ幽齋方へ之請紙御座候、又 信長様ヨリ御内証之御書なとも御座候へ共、是八御感状二而無御座候故、下シ不申候、御覽被成度候八、重而可被 仰下候事、

一、御家之系図、私手前二無御座候事、

一、幽齋一代骨折申儀(三齋様御存可被成と奉存候、) 信長様二対シ何之時やらん忠節仕候刻、貞宗之御腰物御直二御ほうひ二被遣候由承候、此外二も骨折申儀も御座候様二伝承候、三齋様御物語、中務様も定而可被召聞かと奉存候、幽齋御代加様之儀物語申事無御座候二付、委八不承候、右之御感状も相果申以後二見出シ申候、右之趣宜願御披露候、(前後略)

「史料1」は、孝之が忠興側近の村上勘三郎に宛てた書状。藤孝宛信長「御感状」提出の件と、藤孝宛信長文書の所在情報、藤孝以前の系図の有無、藤孝の「骨折」に関する情報を尋ねてきた忠興への返事

である。忠興の要求に対する孝之の回答は、おおよそ以下のとおりであった。

(忠興様から) お尋ねのあった藤孝宛信長「御感状」のこと。以前も忠利様から細川忠隆様を通じて提出の打診がありました。しかし、その時は思うところがあり、提出しませんでした。細川光尚様におみせしたいとのことですので、今回は感状九通(三通は写)を提出いたします。ご覧になった後は、お返しください。

感状写三通の原本のこと。これらは、(信長の菩提を弔う)八代の泰岩寺、(藤孝の菩提を弔う)大徳寺高桐院、家老を務めた松井康之のもとに伝来しています。また、(本能寺の変のおりに)信長様への忠節を示した藤孝に豊臣秀吉が送った誓紙や、信長様から送られた「御内証之御書」などもあります。感状ではないので提出いたしません。必要であれば、お教えください。

系図のこと。私の手もとはありません。

藤孝が生涯「こ粉骨なさったこと、忠興様は「存じのことでしよう。いつぞや信長様に忠節を尽くした時には、貞宗の腰物を直接いただいたとうかがっています。これ以外にも骨折りなさったとうかがっています。(それに関する)忠興様のお話を、細川立孝様もきくと聞かれていますことでしょう。ただし、藤孝自身はそういったことを話さなかったため、私は存じません。右の感状なども、彼の死後にみつけたものなのです。

「史料1」によると、この時点で孝之のもとには藤孝宛信長「御感状」の原本六通、藤孝宛豊臣秀吉起請文、「信長様ヨリ御内証之御書など」が伝来していた。その他には、八代泰岩寺や大徳寺高桐院、松

井康之のもとに信長「御感状」原本が所在するとの情報もみられる。したがって、永青文庫所蔵の藤孝宛信長文書のすべてが孝之のもとに継承されていたわけではない。しかし、「信長様ヨリ御内証之御書なと」も所有しているという含みを持たせた証言を勘案すると、藤孝宛信長文書の多くは、やはり孝之に継承されていたとみなすべきなのであろう。

加えて、注目すべきは、孝之がそれらの文書群を藤孝の死後にみつけた、と述べていることだ。藤孝にとつて信長は、自身を国持大名にまで引き上げてくれた恩人であったものの、見方を変えれば、滅亡した過去の権力者というべき存在でもあった。したがって、おそらく藤孝は信長文書を家の由緒や歴史の「支証」とみなしておらず、生前に譲渡する必要性も感じていなかったのであろう。

なお、孝之のもとに伝来していた藤孝宛信長文書は、最終的に細川家の嫡流へ回収された。それに尽力したのは、細川忠利であった。稲葉継陽によると、彼が藤孝宛信長文書の、とくに信長「御感状」の回収にこだわりをみせた背景には、寛永一四年に勃発した天草・島原の乱にともなう戦国の記憶へのアプローチ、自家の武功に対する関心の高まりがあるという「稲葉二〇一四」。加えて、寛永一八年にスタートした「寛永諸家系図伝」の編纂は、信長文書回収の必要性をさらに高めた「山田貴司二〇一三」。その結果、系図編纂のために忠利のもとへ「幽斎書物」が集められ、現状のとき信長文書五九通が形成されていったと考えられる「稲葉二〇一三、同二〇一四」。

藤孝ゆかりの信長文書の多くが失われず、細川家の嫡流に伝来していったいきさつは以上のとおりである。諸大名の中でも突出した数を

誇る信長文書五九通は、こうして散逸の危機を乗り越え、以後三八〇年近く熊本 の地で災害や戦火から守られてきた。文書そのものの内容検討に入る前に、まずはこうした先人の営為と努力に目を向けておきたい。

一 信長文書五九通の古文書論

特定の大名家にまとまった形で伝来したという由緒と、比較的長い期間にわたり間断なく同じ対象者（細川藤孝）に宛てられたという特色を持つ細川家伝来の信長文書は、信長の動向や細川家のあゆみを伝える内容のみならず、文書様式と変遷を考えるうえで、うつつの研究素材である。本章では、先学の成果によりつつ、古文書論的な見地から信長文書を改めて分析し、その特質を考えてみよう。

1 誰が手紙を書いたのか？

(1) 数少ない自筆の手紙

最初に、信長文書の筆跡について述べてみたい。

冒頭で紹介したように、わたしは平成二六年（二〇一四）に「信長からの手紙」という展示会を企画したが、この時に限らず、古文書を展示すると気になって仕方ないことがある。どういった名称や内容の展示会であっても、来館者の大半は「発給者（本展の場合は信長）が自分で手紙を書いたのだろうか」とみなし、古文書を観覧されるのだ。

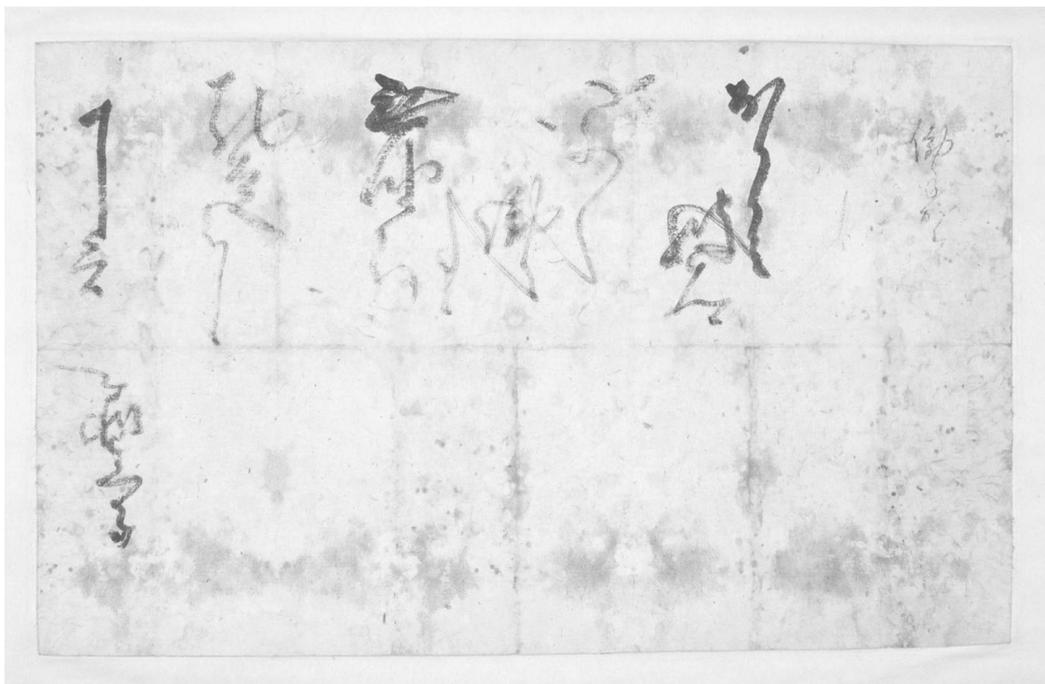
むろん、実際はそうではない。信長クラスの武将であれば、発給文書の大半は専門の書記官、すなわち右筆がしたためた。織豊期城郭

基礎調査報告書四」によると、各地に散在する信長文書の筆跡はいまのところ一三種類。自筆を除くと、少なくとも二人の右筆がいたことになる。「滋賀県教育委員会事務局文化財保護課二〇一〇」。こうした先学の成果を踏まえ、「誰が手紙を書いていたのか」という疑問にアプローチし、自筆と右筆書の違いを来館者にわかりやすく紹介することも、本展で設定した課題のひとつであった（なお、「図版2」と後掲した「図版4」は、展覧会場で配布していた参考資料。マンガは、熊本県立美術館教育普及担当の石丸美穂子が描いた）。

まず考えてみたいのは、信長がみずから筆を取ることはなかったのか、という疑問である。むろん、皆無ということはなく、これまで信長自筆の可能性を指摘された文書は五通ほどあり「奥野一九八八、安土城考古博物館二〇〇〇など」、中でも細川家伝来の細川忠興宛信長感状は確実な自筆と目されている（天正五年、一五七七 一〇月二日付織田信長自筆感状「永青文庫叢書 細川家文書 中世編」織豊期文書四五号文書、「図版3」）。というのも、同日付堀秀政添状に「則御自筆之被成御書候」と記されているからだ（『細川家文書 中世編』織豊期文書四六号文書）。秀政が添状に自筆の旨を申し添えたのは、信長からのメッセージ性を強調するためであろうが、自筆文書の僅少ぶりが示すように、主君の筆跡を家臣たちも目の当たりにする機会が少なかつたためでもあろう。受給者が筆跡の違いに気づかなければ、自筆でしたた意味はなくなってしまう。そうした懸念を排除する意味もあり、秀政はあえて自筆の旨を記したとみられる。そして、そのおかげでこんにち私たちは、信長自筆の「基準作」を得ることになった。



【図版2】参考マンガ「誰が手紙を書いたのか？」



[図版3] 細川忠興宛織田信長自筆感状（永青文庫所蔵）

ところで、どうしてこの時に信長は自筆で忠興宛感状をしたためたのであろう。その背景も考察しておきたい。忠興宛感状は、天正五年に大和の松永久秀が信長を裏切ったおり、松永方の片岡城を攻めた時に発給されたもの。これに忠興も参陣していたわけだが、戦場で彼がみせた働きは尋常ではなかった。『信長公記 巻一〇』天正五年一月一日条によると、一五歳の忠興は、弟の興元とともに城へ一番乗りしたといわれているのだ。そして、同書には、忠興兄弟の働きぶりを聞いた信長が、「年にも足らざる兩人の働き比類なきの旨、御感なされ、忝くも信長公御感状をなし下され」と記す。信長は、思わずみずから筆をとったのである。なお、細川藤孝にも翌日付で感状が発給されたが、こちらは右筆書（天正五年 一〇月三日付織田信長黒印状『細川家文書 中世編』織豊期文書四七号文書）。こうした扱いの違いからも、若い忠興の働きに感じ入った信長の思いを汲みとることができよう。

ちなみに、信長の場合、発給文書に占める自筆の割合は高かったのであろうか。比較の難しい問題ではあるが、わたしは低いと考えている。たとえば、近ごろ自筆文書研究の最新成果を得た加藤清正の場合、発給文書約六〇〇通のうち、自筆文書（文書の一部が自筆で記されたケースも含む）は三〇通を超える「鳥津二〇一四」。こうした違いが権力の規模によるのか、本人の資質・個性によるのかはわからないけれど、信長がみずから筆をとるケースは少なかつたのだらうと、いまは考えておきたい。

(2) 信長の右筆たち

先ほども述べたように、信長には少なくとも二人の右筆がいたと考えられている（むろん、一二人が同時に存在したわけではない）。

細川家伝来の信長文書五九通は、信長自筆の一通を除き、すべて武井夕庵と楠長諳により記されたものである（後掲「表」の筆者項を参照）。夕庵は永禄年間後半から、長諳は天正年間前半から登場し、ともにその後はほぼ途切れることなく活動していくが、どちらかというとき、時期がくだるにつれて長諳筆が増える傾向にある（滋賀県教育委員会事務局文化財保護課二〇一〇）。

ちなみに、両者の筆跡を比較すると、夕庵は細い筆線で端正な書きぶりを特徴とする。その一方、長諳の筆線は太く、筆の運びも豪快。じつに対象的な書きぶりの文書が、同じ時期に「信長からの手紙」として発給され、受給されていたわけだ（「前掲図版2」）。筆跡に人格性を求めない、公的性格の強い権力者の発給文書なので、さまざまな筆跡が同時期に混在する状況は当然なのであるが、夕庵と長諳については違いが際立ち、見比べているだけでもおもしろい。

文面をそれぞれ追っていくと、少なくとも細川家伝来の信長文書の場合、右筆は本文から年月日、宛名、さらには信長の署名まで執筆している。文書作成にあたり信長が担ったのは、花押を据えること、ないしは印判を据えることだけであつたとおぼしい（滋賀県教育委員会事務局文化財保護課二〇一〇）。むろん、印判まで右筆が据えていた可能性も否定できず、その点には慎重な検討が求められるけれど（高木二〇〇二）、朱印状や黒印状をみているとムラのある印影も少なくなく、そこには、押印の重みを知る使用人であれば発揮するであろう

丁寧さは感じられない。基本的には、信長が据えていたと考えてよからう。

また、長諳については、信長文書と同時に発給された側近の添状まで執筆している例が知られる。（天正五年、一五七七）二月三日付信長黒印状（『細川家文書 中世編 織豊期文書四〇号文書』）にあわせて発給された、同日付堀秀政添状（『細川家文書 中世編 織豊期文書四一号文書』）だ。かかる状況が生まれた背景や、その特殊性の是非については、わたしはまだ明確な回答を用意していないが、仮に右筆が添状執筆を恒常的に担っていたとすれば、そこにはより強い公的性をもとめるべきなのかもしれない。今後、同様の事例の発見と検証を待ちたいところである。

印象論に留まる話に終始してしまっただけで、以上を踏まえてここで強調しておきたいのは、文書発給の具体的な作業や担い手の個性を想像しつるところまで信長文書の筆跡論は研究を積み重ねてきているということだ。これほど進展している戦国時代の権力者の筆跡論は、他にみあたらない。そして、右にみてきた検討のプロセスや成果は、指標とすべき筆跡論の研究手法として、今後より注目を浴びるようになっていくのである。

2 朱印と黒印の使いわけ

次に、細川家伝来の信長文書の大半に据えられている「天下布武」の印判の問題をとりあげたい。

広く知られているように、美濃を征圧した直後の永禄一〇年（一五六七）後半から、信長は「天下布武」の印判を用いるようになる。永

禄八年頃から使っていた、中国の伝説上の動物「麒麟」の「麟」をモチーフにした花押と併用しはじめたのである。大きくわけると、信長は厚礼の文書に花押を、薄礼あるいは略儀の文書に印判を据えていたようだが、時期とともに後者の比率が伸び、最終的にはほとんどの文書に印判が据えられていく。

それでは、印判に刻まれた「天下布武」の印文には、どのような意味あいが込められていたのであろう。これまでこの印文は、とくに天正年間に顕著となる信長の勢力拡大と相まって、「天下」すなわち全国を武力で平定する意味あいを込めたもの、それを美濃攻略の段階で宣言したものと理解されてきた。

ただし、近年はこれとは異なる考え方が有力になりつつある。すなわち、当時の記録や古文書にみえる「天下」の意味内容から、「天下布武」のニュアンスを捉えなおそうという学説が登場してきたのである。そうした動向は神田千里の研究を嚆矢とし「神田二〇一〇」、近年は金子拓の最新成果でも再検討されている「金子二〇一四」。それらによると、ここでいう「天下」とは、室町幕府を中心とする畿内周辺の領域のこと。「天下布武」は、その秩序回復を標ぼうしたものと理解される「図版4」。

さて、こうしたニュアンスを持つ「天下布武」の印判を据えた信長文書には、少なくとも二種類の印肉が用いられていた。朱色と黒色の印肉である（なお、フォーラムで一緒にした藤本孝一によると、やや藍色がかかったような印判もみかけるといふ）。もっとも、最初からこの二色が併用されていたわけではなく、朱印が先行して用いられ、後に黒印が加わったようだ。細川家伝来の信長文書五九通のうち、朱印



熊本県立美術館

[図版4] 参考マンガ「信長からの手紙の見方」

は二六通、黒印は四〇通。ただし、信長文書全体でいえば、朱印の方が多く伝来している。

それでは、信長は朱印と黒印をどのように使いわけていたのである。この問題は早くから論点となってきたが「相田一九七六や久野二〇〇二」。また、細川家伝来の信長文書を素材にこの問題も検討した稲葉二〇一三など、「いまひとつ判然としないところもあり、明快な結論は得られていない。そこで、わたしも本展の準備にあたり、『増訂織田信長文書の研究』「奥野一九八八」をサンプルに使いわけの分析を試みてみた。以下、その結果を簡単に示しておこう。

朱印の特徴のひとつは、領地を与えたり、安堵したりする証文、裁判の判決通知などに用いられている点である。それらは永続的效果が期待され、信長にとっても受給者にとっても重要性の高い文書ということができよう。

それと、もうひとつの特徴は、執行義務をともなす信長の命令や指示を通知する文書に用いられている点である。一例として、(天正六年カ、一五七八)三月四日付織田信長朱印状(細川家文書 中世編¹⁾織豊期文書四八号文書)「史料2」をご覧ください。

「史料2」

近日至丹州可出馬候、奥郡・多喜郡へ道事、二筋も三筋も人馬之往還無障候様、来廿日以前可作立候、可為大軍候之条、成其意、不可有由断候、重而可遣候使候、謹言、

三月四日 (朱印)

長岡兵部大輔殿

「史料2」は、信長が丹波攻めを計画した際に、丹波方面の担当者でもあった細川藤孝へ宛てた朱印状である。丹波出陣にあたり、大軍の往来に必要な道路の整備を藤孝に命じており、期限は三月二〇日に設定される。簡潔ながら、信長の意思と指示を具体的に、かつ明快に伝えるものである。こうした政治・軍事的な指示・命令の文書にも、朱印は用いられていた。

その一方、黒印はというと、報告や贈答に対する返信、意見交換など、どちらかといえば一時的な効果のみを期待される文書に用いられる。例として、(天正三年)一〇月九日付織田信長黒印状(細川家文書 中世編²⁾織豊期文書三三三号文書)「史料3」をみてみよう。

「史料3」

就丹波面之儀、重而委曲被申越候、得其意候、先刻具^{明細部}維任注進候、如被示越候、明日十可上洛候、程近可相談候、恐々謹言、

十月九日 信長(黒印)

長岡兵部大輔殿

傍線は筆者註

「史料3」は、前掲「史料2」と同様に丹波に係る信長と藤孝の遣り取りである。むろん、時期も状況も異なるので、安易な比較は禁物だが、「史料2」が信長の指示を一方的に記していたのに対し、「史料3」は、藤孝がもたらした丹波方面の情勢報告への返書という違いがみられる。

じつは、朱印と黒印をわけるポイントのひとつは、「史料3」傍線部のように、宛名の人物から事前にもたらされた報告や働きかけを明記する、返信文言の有無にある。信長は、発給対象者と遣り取りや情

報交換を済ませたうえで（そうした手続きを踏まない場合もあつただろうが）、確定した領地の付与や安堵、裁判判決や指示・命令など、自身の決定的な意思、重要な意思を伝える際には、返信文言を付さず事柄のみを記して朱印を用い、意思決定・通知の前提となる情報交換、奉公の励行、意思決定やその通知と直接関係のない遣り取り（贈答のお礼など）については、冒頭に返信文言を記して用件を再確認する形をとり、印判に黒印を用いたのである。

ただし、かかる使いわけにはしばしば例外もみられた。宛先の家格が高かつたり、遠方だつたり、特別な敬意を払う必要がある時には、普段は黒印を用いるような内容の文書にも朱印が用いられているのだ。たとえば、天正八年四月に大坂本願寺を退去した顕如が「青鳥」・太刀一腰・銀子千両を贈答してきた時に、信長は朱印状でお礼を述べている（天正八年 七月二日付織田信長朱印状『本願寺文書』「奥野一九八八」八七六号文書）。

すなわち、使いわけにはケースバイケースで判断されたところがあるのであり、また、時期的な変遷や花押の使用状況も考慮しなければ、厳密を期すことはできない。さしあたり、今回は使いわけの原則までは述べたけれど、詳細を詰めるにはもつと手間の検討が必要といえ、そのあたりは今後の課題である。

3 たびたび変わった手紙の書き方

三つ目の切り口は、手紙の書き方、すなわち書札礼の問題である。先に指摘したように、細川家伝来の信長文書の大半を占める細川藤孝宛文書は、特定個人に宛てた信長発給文書の中では突出した残存数を

ほこる（しかも、『細川家文書』以外にも九通伝わっている「熊本県立美術館二〇一四」）。そのうえ、発給時期も幅広いことから、これまでも信長権力の推移と書札礼の変化を論じる格好の素材としてとりあげられてきた「尾下二〇〇三」。ここでは、信長文書の書札礼にかかると他の先学にも学びつつ「相田一九七六、山室一九九一、小林一九九四、久野二〇〇二、稲葉二〇一三など」、藤孝宛信長文書をものさしに書札礼の変遷を定点観測し、信長権力の推移との関係性に改めて注目するとしてい。

次のページに掲げた「表」は、現時点で把握している藤孝宛信長文書を編年順に一覧化したものである。参考までに、藤孝の子息忠興宛の信長文書もここに加えている。天正年間以降の構成については、尾下成敏がかつて掲げた一覧表とさほどかわらないが「尾下二〇〇三」、展覧会の準備段階における再検討により、年次比定には若干の異同が生じている。以下ではこの「表」を参照しつつ、藤孝宛信長文書の書札礼の変遷を追ってみよう。

大ざっぱに分類すると、藤孝宛信長文書の書札礼は五つの段階に分けることができる。その最初は、やや突出した格好になるけれど、將軍足利義輝が暗殺されてまもない永禄八年（一五六五）の段階である。この当時、信長はまだ尾張一国の地域権力に過ぎず、藤孝は、室町幕府の再興と將軍職就任を狙って流浪する足利義昭の側近という立場にあった。両者は義輝の死後まもなく、義昭への軍事支援をめぐり接点を持ちはじめたようで、現時点で確認しえる最初の藤孝宛信長文書は、「表」《1》の永禄八年二月五日付藤孝宛信長書状（『戦国武将文書』東京大学史料編纂所蔵、「奥野一九八八」六〇号文書）である。

高島晶彦より提供を受けたものである [熊本県立美術館 2014]

繊維	縦横比 (1 :)	厚さ (平均)	重量 (g)	密度 (g/cm ³)	米粉	簧の目	糸目	繊維束	繊維溜	漉き返し	所蔵・出典等
斐											戦国武将文書 東京大学史料 編纂所 信長文書 60
											津田文書 信長文書 241
											塚原周造氏所蔵文書 信長文書 279
											横島文書 信長文書 280
楮											革嶋家文書 京都府立総合資 料館 信長文書補遺 29
楮	2.83	0.19			多	17	22	微			米田家文書 信長文書 302
楮	2.64	0.17			多	21		少			米田家文書 信長文書 329
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.56	0.16	3.7	0.22	多	17	23	多	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	3.18	0.15	2	0.24	多	17	22~25	有	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.55	0.27	10.45	0.28	多	17	21	微			細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.63	0.25	7.5	0.25	多	18	33	中	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.59	0.19	6.65	0.27	多	17	20~25	中	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.63	0.2	7	0.3	多	17	22~25	少	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.53	0.2	5.8	0.22	多	17	21~25	少			細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.57					17	25	中			細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
											松江松平文書 信長文書 659
楮		0.26			多	17	20~22	少			米田家文書 信長文書 558
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.58							少			細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.6					17	23	少			細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.6	0.37	11.3	0.23	多	21	33	微	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託

[表] 細川藤孝・忠興父子宛の信長文書一覧 (なお、右側の料紙データは、

	文書名	年月日	署名	宛名	書き止め	筆者	分量(cm)
1	織田信長書状	(永禄8年カ、1565) 12月5日	信長(花押)	細川兵部太輔殿	恐々敬白	武井	縦16.8cm 横47.3cm
2	織田信長書状案	(元龜元年、1570) 6月28日	織田弾正忠信長	細川兵部大輔殿	恐々謹言		
3	織田信長書状	(元龜2年カ、1571) 6月4日	信長(花押)	細川兵部太輔殿	恐々謹言		
4	織田信長書状	(元龜2年カ、1571) 6月12日	信長(花押)	細川兵部太輔殿	恐々謹言		
5	織田信長書状	(元龜2年、1571) 8月14日	信長(花押)	細川兵部太輔殿	恐々謹言	武井	縦17.4cm 横42.1cm
6	織田信長朱印状	元龜2年(1571) 10月14日	信長(朱印)	細川兵部太輔殿	如件	武井	縦13.7cm 横38.8cm
7	織田信長朱印状	元龜3年(1572) 7月3日	信長(朱印)	細川兵部太輔殿	如件	武井	縦13.3cm 横35.1cm
8	織田信長黒印状	(元龜4年、1573) 2月23日	信長(黒印)	(端裏書) 「細川兵部太輔殿」	恐々謹言	武井	縦13.2cm 横166.0cm
9	織田信長朱印状	(元龜4年、1573) 2月26日	信長(朱印)	(表書) 「細川兵部大」	恐々謹言	武井	縦26.0cm 横40.5cm
10	織田信長書状	(元龜4年、1573) 2月29日	信長(花押)	(端裏書) 「細川兵部太輔殿」	恐々謹言	武井	縦12.9cm 横81.6cm
11	織田信長黒印状	(元龜4年、1573) 3月7日	信長(黒印)	(端裏書) 「細兵殿」	恐々謹言	武井	縦13.1cm 横316.3cm
12	織田信長朱印状	元龜4年(1573) 7月10日	信長(朱印)	細川兵部太輔殿	如件	武井	縦29.6cm 横46.0cm
13	織田信長黒印状	(天正2年、1574) 8月3日	信長(黒印)	長岡兵部太輔殿	恐々謹言	武井	縦27.0cm 横44.0cm
14	織田信長朱印状	(天正2年、1574) 8月5日	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	武井	縦26.4cm 横43.7cm
15	織田信長黒印状	(天正2年、1574) 8月17日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	武井	縦28.0cm 横46.2cm
16	織田信長黒印状	(天正2年、1574) 9月22日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	楠	縦28.8cm 横45.8cm
17	織田信長黒印状	(天正2年、1574) 9月24日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	楠	縦28.2cm 横46.0cm
18	織田信長朱印状	天正3年(1575) 3月22日	信長(朱印)	長岡兵部太輔殿	如件	武井	縦29.0cm 横44.5cm
19	織田信長黒印状	(天正3年、1575) 5月15日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	武井	縦27.9cm 横46.1cm
20	織田信長黒印状	(天正3年、1575) 5月20日	信長(黒印)	長岡兵部太輔殿	謹言	武井	縦27.9cm 横46.2cm
21	織田信長朱印状	(天正3年、1575) 5月21日	信長(朱印)	長岡兵部太輔殿	謹言	武井	縦27.2cm 横44.2cm
22	織田信長黒印状	(天正3年、1575) 5月26日	信長(黒印)	長岡兵部太輔殿	恐々謹言	武井	縦28.6cm 横45.0cm
23	織田信長朱印状	(天正3年、1575) 9月10日	信長(朱印)	長岡兵部太輔殿 稲葉伊与守殿 羽柴筑前守殿	恐々謹言		
24	織田信長黒印状	(天正3年、1575) 10月4日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	楠	縦14.7cm 横82.8cm
25	織田信長黒印状	(天正3年、1575) 10月8日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	楠	縦28.9cm 横45.5cm
26	織田信長黒印状	(天正3年、1575) 10月9日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	楠	縦28.8cm 横45.6cm
27	織田信長黒印状	(天正4年、1576) 6月28日	(寶黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	楠	縦28.5cm 横45.7cm
28	織田信長黒印状	(天正4年、1576) 7月29日	(黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	楠	縦28.9cm 横46.2cm
29	織田信長黒印状	(天正4年、1576) 8月22日	(黒印)	長岡兵部大輔とのへ	候也	楠	縦29.2cm 横46.0cm
30	織田信長朱印状	(天正5年、1577) 2月10日	(朱印)	長岡兵部大輔とのへ	候也	楠	縦28.5cm 横46.0cm
31	織田信長朱印状	(天正5年、1577) 2月11日	(朱印)	長岡兵部大輔とのへ	候也	楠	縦29.5cm 横45.8cm
32	織田信長黒印状	(天正5年、1577) 2月23日	(黒印)	長岡兵部大輔とのへ	候也	楠	縦15.0cm 横39.2cm
33	織田信長黒印状	(天正5年、1577) 3月15日	(黒印)	長岡兵部大輔とのへ 惟住五郎左衛門尉とのへ 瀧川左近とのへ 惟任日向守とのへ	候也	楠	縦29.4cm 横46.1cm
34	織田信長黒印状	(天正5年カ、1577) 6月5日	(黒印)	長岡兵部大輔とのへ	候也	楠	縦28.8cm 横46.0cm

繊維	縦横比 (1 :)	厚さ (平均)	重量 (g)	密度 (g/cm ³)	米粉	簧の目	糸目	繊維束	繊維溜	漉き返し	所蔵・出典等
楮	1.58					18					細川家文書 永青文庫
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.57	0.21	7.3	0.26	多	18	21 ~ 23	有	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
											昭和10年3月旧大名并某家 蔵品入札目録 信長文書 867
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.57	0.27	10.05	0.26	多	20	32	微			細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.6	0.36	15.6	0.27	多	17	22 ~ 24	微	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.57	0.25	9.5	0.26	多	21	32				細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.58	0.24	9.65	0.28	多	21	25 ~ 30	微			細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.57	0.27	9.4	0.25	多	21	30 ~ 32	微			細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.61	0.37	14.1	0.24	多	17	20 ~ 23	少	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮	1.59	0.31	11.85	0.24	多	17	20 ~ 23	少	有		細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
											士林証文 3 信長文書 952
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託
											平成19年福地書店目録
											長府毛利家文書 信長文書 483
楮											細川家文書 永青文庫 熊本大学附属図書館寄託

	文書名	年月日	署名	宛名	書き止め	筆者	分量(cm)
35	織田信長自筆感状	(天正5年、1577) 10月2日		与一郎殿	候	自筆	縦 29.3cm 横 46.4cm
36	織田信長黒印状	(天正5年、1577) 10月3日	(黒印)	長岡兵部大輔とのへ	候也	楠	縦 14.3cm 横 42.3cm
37	織田信長朱印状	(天正6年カ、1578) 3月4日	(朱印)	長岡兵部大輔殿	謹言	楠	縦 28.7cm 横 46.0cm
38	織田信長朱印状	(天正6年、1578) 4月3日	(朱印)	惟任日向守とのへ 長岡兵部大輔とのへ	候也	楠	縦 29.2cm 横 46.0cm
39	織田信長黒印状	(天正6年、1578) 10月25日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 28.8cm 横 45.0cm
40	織田信長黒印状	(天正6年、1578) 11月20日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 28.9cm 横 45.3cm
41	織田信長黒印状	(天正6年、1578) 11月20日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 29.3cm 横 45.9cm
42	織田信長黒印状	(天正7年、1579) 正月12日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 29.2cm 横 46.2cm
43	織田信長黒印状	(天正7年、1579) 正月12日	信長(黒印)	長岡与一郎とのへ	候也	楠	縦 29.2cm 横 45.9cm
44	織田信長朱印状	(天正7年、1579) 12月16日	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿 長岡与一郎殿	候也	楠	縦 28.7cm 横 45.6cm
45	織田信長朱印状	(天正8年、1580) 4月4日	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿 中川瀬兵衛尉殿	候也		
46	織田信長黒印状	(天正8年、1580) 8月13日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 29.1cm 横 46.0cm
47	織田信長黒印状	(天正8年、1580) 8月21日	信長(黒印)	長岡兵部太輔殿	謹言	楠	縦 29.4cm 横 44.7cm
48	織田信長黒印状	(天正8年、1580) 8月22日	信長(黒印)	長岡兵部大輔とのへ 惟任日向守とのへ	候也	楠	縦 29.1cm 横 45.7cm
49	織田信長黒印状	(天正9年カ、1581) 2月17日	信長(黒印)	長岡与一郎とのへ	候也	楠	縦 30.0cm 横 47.2cm
50	織田信長朱印状	天正9年(1581) 3月5日	信長(朱印)	長岡兵部太輔とのへ	(候)也	武井	縦 31.5cm 横 50.4cm
51	織田信長黒印状	(天正9年、1581) 7月28日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 29.4cm 横 47.2cm
52	織田信長黒印状	(天正9年、1581) 8月23日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 29.7cm 横 47.2cm
53	織田信長朱印状	(天正9年、1581) 9月4日	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 30.2cm 横 47.5cm
54	織田信長朱印状	天正9年(1581) 9月4日	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 30.0cm 横 47.5cm
55	織田信長朱印状	(天正9年、1581) 9月10日	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿 惟任日向守殿	候也	楠	縦 30.0cm 横 47.2cm
56	織田信長黒印状	(天正9年、1581) 9月16日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 31.4cm 横 50.4cm
57	織田信長黒印状	(天正9年、1581) 9月16日	信長(黒印)	長岡与一郎とのへ	候也	楠	縦 31.6cm 横 50.4cm
58	織田信長黒印状 写	(天正9年、1581) 9月24日	信長御黒印	長岡兵部太輔殿	候也		
59	織田信長黒印状	(天正10年、1582) 4月15日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 31.5cm 横 49.7cm
60	織田信長朱印状	(天正10年、1582) 4月24日	信長(朱印)	一色五郎殿 長岡兵部大輔殿	謹言	楠	縦 30.8cm 横 51.1cm
61	織田信長黒印状	(年末詳、天正6~10年カ) 5月3日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 29.5cm 横 44.4cm
62	織田信長黒印状	(年末詳、天正5~6年カ) 5月4日	(黒印)	長岡兵部大輔とのへ	候也	楠	縦 28.5cm 横 46.0cm
63	織田信長黒印状	(年末詳、天正6~10年カ) 5月4日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 29.3cm 横 46.4cm
64	織田信長黒印状	(年末詳、天正5~6年カ) 7月6日	(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 29.4cm 横 46.9cm
65	織田信長黒印状	(年末詳、天正4~5年カ) 9月9日	(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 28.8cm 横 45.6cm
66	織田信長黒印状	(天正8~9年カ) 9月27日	信長(黒印)	長岡兵部太輔殿	候也		
67	織田信長黒印状	(天正6~7年カ) 11月11日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也		
68	織田信長黒印状	(年末詳、天正6~7年カ) 11月16日	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	楠	縦 28.7cm 横 45.7cm

文面は、上洛要請に対する返事を義昭に披露して欲しいと伝えたもの。尾張の一勢力という立場を反映してのことであろう、書き止め文言に「恐々敬白」と記し、料紙には雁斐紙を用いた、たいへん丁寧な一通となっている。

一番目の段階は、信長が義昭を擁して幕府を再興し、事実上の連合政権を運営しはじめた永禄一年から、両者の対立が決定的となり、義昭を追放した信長が単独政権を樹立する元龜四年（一五七三）半ばまで。藤孝の立場でいえば、義昭に側近として仕えつつ信長に接近し、最終的に信長サイドに転じるところまでである「表」《 2~11》。

この間の書札礼をみると、書き止め文言は「恐々謹言」と「如件」。まだ両者の間に直接的な主従関係は形成されていないものの、この間には連合政権の一方の担い手として藤孝に軍事的指示を与える場面が生じており、「如件」はそうした際に用いられる。日下には、信長の署名。証判には花押と印判が混在するが、使いわけの理由はよくわからない。料紙は楮紙。現状は切紙が多いが、もと折紙の可能性もある。ただし、元龜四年二月から三月にかけて義昭との和平交渉が佳境に入つたおりには、継紙に長文を記した文書が登場し、特徴的である「表」《 8・11》。政治的緊張の中、藤孝と密に情報交換する必要があったためであろう。中でも《 11》の（元龜四年）三月七日付黒印状（『細川家文書 中世編』織豊期文書一六号文書）は三メートルを超え、突出して長い。信長文書全体を見渡しても、トップクラスの長さだと思われる。

以前と比較すると、永禄八年段階にみられた厚礼な様式にはなっていない。信長が中央政権を担うところまで地位を向上させた事実を反

映してのことであろう。ただし、花押を据えた文書も混在しており、藤孝が家臣化する元龜四年後半以降よりは厚礼であったと評価される。一番目の段階は、元龜四年半ばに藤孝が信長サイドに転じた後から、天正四年（一五七六）までの時期「表」《 12~26》。この間に信長は越前朝倉氏や近江浅井氏を滅ぼし、大坂や伊勢長島の一向一揆と対峙。天正三年五月には、長篠合戦で武田勢を打ち破っていた。藤孝はというと、明智光秀の指揮下に入り、一向一揆との戦いや、武田勢と戦う織田勢の後方支援を担っている。

書札礼をみると、書き止め文言には「恐々謹言」「謹言」「如件」が混在する。「如件」を用いた「表」《 12》は安堵状、《 18》は丹波舟井・桑田両郡の「諸侍」の軍事動員権を付与したものである。かかる権益付与の遣り取りはこれまでほとんどみられなかったものであり、両者がこの間に主従関係を築いたことを端的に物語る文書といえよう。その一方、「恐々謹言」と「謹言」の使いわけの理由は不明。ただ、より薄礼な「謹言」が用いられはじめた点は留意したいところだ。料紙はやはり楮紙で、大半が折紙。日下には信長の署名が記されるが、証判はすべて印判となっている。藤孝の臣従以後、信長が彼宛の文書に花押を据えることはなくなっていた。そして、二番目の段階と比較すると、全体的に薄礼化の傾向をみせている。

四番目の段階は、天正四年半ばから同六年半ばにかけての時期「表」《 27~38》。信長が天正三年一月に従三位権大納言・右大将へ昇進したこと、同月に織田家家督と尾張・美濃両国を嫡子信忠に譲ったこと、翌年正月に安土築城に着手したことなどに起因する変化の段階と考えられている。一方で藤孝は、光秀配下の畿内方面軍に属し、大

坂の一向一揆や松永久秀と対峙していた。

この間に、書札礼は三つの大きな変化をみせる。ひとつは、書き止め文言。「謹言」を用いたいくつかの例を除き、これ以後は「候也」が用いられるようになっていく。ふたつ目は、日下に印判のみが据えられ、信長の署名がみられなくなった点。三つ目は、宛名の書き方で、「殿」から「とのへ」と変化している点だ。料紙は楮紙の折紙が主力で、ここに変更はみられない。

右に示した三つの変化は、いずれも薄礼化の傾向（信長の尊大化といつてもよい）を示しており、直接的には信長の官位昇進に、間接的には、信長権力の強大化に関係するものと考えられる。ここに信長発給文書の書札礼は、もつとも尊大な様式に到達することとなった。

ただし、かかる様式は長くは続かず、信長の書札礼は、その後いまま一度転機を迎える。天正六年半ば以降にみられる五番目の段階である「表」《39～60》。「この間の書札礼をみると、書き止め文言は「候也」のままだが、日下には信長の署名が復活し、大半の文書で宛名が「とのへ」から「殿」に変更されている。料紙は楮紙の折紙が中心。傾向としては、薄礼化にブレーキがかかり、むしろ厚礼化に揺り戻している様子が目にとまる。

それでは、信長権力は強大化し続けているにもかかわらず、どうしてこうした変化が生まれたのであろう。藤孝は天正八年に丹後一國の大名へ転じており、彼の政治的立場の上昇が関係した可能性も指摘されるが、厚礼化と出世のタイミングは合致しない。それに、この時期にみえる厚礼化の傾向は藤孝宛信長文書に留まっておらず「尾下二〇三」、藤孝の地位向上はあまり関係なさそうである。

天正六年半ば以降にみられる厚礼化の要因について久野雅司は、同年四月に信長が右大臣等の官職を辞し、「無官の立場であることが反映されている」と説明する「久野二〇二」。これに対して尾下成敏は、「右大臣・右大将を辞官したものの、依然として正二位の位階を有している」ことを指摘し、厚礼化と辞官の因果関係を否定。この間に、藤孝をはじめとする諸将が「統一戦争への軍事動員や安土城等の築城」という大きな負担を強要されていたことを踏まえ、厚礼化はそれらの「功労に対する見返りとして、織田政権が彼等へ与えた恩典」であり、主従関係を強化せんとするものであったと推測する「尾下二〇三」。

当時の状況を踏まえると、尾下の見解はたしかに興味深い。松永久秀や荒木村重の裏切りが続いたことも、主従関係強化の方向性に影響を与えたのかもしれない。しかし、いまのところ厚礼化と「恩典」の関係は実証をとまっておらず、また、そうした他大名の類例なども管見には入らない。それに、以前に生じた薄礼化の傾向は、信長の官位昇進とリンクするものであった。その事実も勘案すると、当面わたしは久野の見解に従いたいと思う。

いくつかの疑問は残ったけれど、ここで強調しておきたいのは、信長もまた自身の地位や相手との関係を見定めて文面や様式を変え、彼なりの書札礼のつくり、文書を発給していた事実である。信長という、一般的には古い秩序の破壊者のようにイメージされがちであるが、じつは書札礼を使いわけ、故実や儀礼的秩序にも目配りする側面を有していたのだ。そして、先述した朱印と黒印の使用状況なども勘案すると、自他の関係性と政治的思惑を踏まえ、かなり周到に文書を

作成していた人物とみなすべきなのであろう。

4 信長が使った「紙」の分析

最後に、信長文書に用いられた料紙の問題に触れておきたい。この問題に本格的な分析を加え、その成果をはじめて広く世に発信したのは、平成一二年（二〇〇〇）に安土城考古博物館で開催された「信長文書の世界」展とその展覧会図録であった「安土城考古博物館二〇〇〇」。そこではさまざまな時期、対象者に発給された信長文書の料紙が分析され、「楮紙風料紙」と「斐紙風料紙」の存在とそれぞれの特徴、使いわけの状況が整理された。信長文書の料紙論の指標となる、貴重な成果である。

かかる研究動向も踏まえ、「信長からの手紙」の準備にあたっては、細川家伝来の信長文書を対象とした料紙調査を東京大学史料編纂所保存技術室に実施していただいた。何度も述べているように、細川家伝来の信長文書は、特定人物に宛てた文書群としては伝世品の中で最多のもの。当然ながら、料紙の特徴と傾向、変遷の分析にも最適と考えられたためだ。

料紙の調査では、裏打ちを施していない「つぶ」な信長文書を中心に、反射光によるデジタル顕微鏡観察、透過光による顕微鏡観察、光沢度の測定、料紙の縦横比率の計算、料紙の厚さ、重さの計測などが実施された。そこで得られたのが、前掲「表」の右側に記載した各数値である。裏打ちされた文書が思いのほか多く、サンプル数はさほど伸びなかったけれど、今後の料紙論に活用されていくであろう基礎的なデータを得ることができた。そして、調査を主導し、最終

的にデータを整理・分析した高島晶彦の研究によると「高島二〇一四」、細川家伝来の信長文書には次のような特徴がみられたという。

ひとつは、調査対象となった料紙が、いずれも楮の漉き返し繊維であり、填料として米粉を多く含むものであったことだ。毛羽立ちの多い、柔らかな仕上がりの紙質が目につくのは、そのためであろう。

ふたつ目は、簀の目や糸目幅に関する数値が、時的にある程度のみまとまりをみせている点である。もっとも、数値にはバラつきもあり、そうした傾向を見極めるにはもう少しサンプルが欲しいところだが、とくに天正九年（一五八一）の発給文書には、その傾向が顕著である。

なお、これは蛇足だが、たとえば「表」⑤③と⑤④の組み合わせや、⑤⑥と⑤⑦の組み合わせのように、同日に発給された文書同士を比較すると、簀の目や糸目だけでなく、さまざまな項目でほぼ同一の数値が確認され、注目される。おそらく、同一の産地（さらに踏み込んでいえば、同一の工房）で生産された料紙ゆえの近似値なのであろう。権力者が文書を発給するにあたっては、ある程度まとまった量の料紙を特定の産地や出入りの商人に発注し、納品させていたと想像されるが、そうした状況を示唆する史料にはなかなかお目にかかれない。その手がかりとして、これらのデータが今後の検討素材になればと思うところである。

やや脱線したが、三つ目は、すでに稲葉継陽も指摘しているように、時代とともに料紙のサイズが大きくなり、厚みも増していく傾向が看取される点である。信長権力の強大化と歩調をあわせるように、「紙」の品質も向上していたとみなされるのだ（豊臣秀吉の場合と比べると、ささやかではあるけれど）。最終的に信長文書は五〇センチメートル

を超える最大幅を記録し、各地の地域権力の発給文書と比較してもトップクラスの部類に入るサイズになっていく。

以上、細川家伝来の信長文書の料紙について述べてきた。それでは、以上のごとき特徴を持つ料紙は、どのように評価されるべきなのだろうか。サンプル数の確保という今後の課題は残るけれど、今回の調査を主導した高島は、かつて彼自身が調査した料紙データとの比較から、信長文書の「料紙は室町將軍の御教書・御内書、室町幕府奉行人奉書、いわゆる幕府発給の一般命令書の料紙と同様」と指摘。「信長が使用した紙は、室町幕府で使われた紙の延長線上にある」と評価する「高島二〇一四」。

最終的に信長は、全国平定に向けて各地に勢力を拡大していく。ただし、ある段階までは畿内近国の秩序回復を当面の課題とする権力に留まっており、当初その手段として採用されていたのは、応仁・文明の乱以来、しばしばみられた有力な地域権力と將軍権力の結合による連合政権体制であった「山田康弘二〇一四」。そうした経緯もあり、さしあたり権力行使に必要な文書作成のノウハウや素材を、幕府モデルに求めざるを得なかった状況は容易に想像される。料紙の質や入手先が共通していた蓋然性は、高いとみるべきなのであろう。

いずれにせよ、料紙については幕府と共通する側面を持っていたという高島の指摘は、議論の尽きない信長の政治的位置や指向性の問題のみならず、見落とされがちな幕府との連続性を考えるきっかけとしても、貴重な提言のように思われる。

おわりに

以上、本稿では、細川家伝来の信長文書五九通を素材に、その伝来論、筆跡論、書札礼の問題、料紙論について述べてきた。先学の成果をなぞり、整理するばかりの、新知見の少ない内容になってしまったけれど、信長文書論に関する最新の研究動向と、細川家伝来の信長文書の研究資源としての重要性・有効性を紹介するという、最低限の責はなんとか果たしたということにしたい。

最後に、信長に関する研究動向と今後の課題に少し触れ、まずい講演録に終止符を打とう。

昨今の信長研究の世界では、近代歴史学が築いてきた「革命児」というイメージを見直し、改めて彼の実像を描き出していく作業が急ピッチで進められている（その代表格は、「池上二〇一二」や「松下二〇一四」、「金子二〇一四」などであろう）。とくに近年は、確実な史料を用いたうえで事実関係の再検証、そして中世後期の地域権力との比較権力論、比較政策的な切り口から、信長権力の到達点と限界が見極められつつある。

その一方、本稿で述べてきたような古文書論的なアプローチもまた、信長権力の性格と実態を考察していくうえで、重要かつ有効な研究方法である。今回の展覧会に向けた調査により、料紙の面では、これまで意識されてこなかった室町幕府との連続性が指摘された。また、朱印・黒印の使いわけや書札礼の変遷の検討からは、信長が相手との関係や自身の立場を勘案し、周到的配慮を重ねて文書を発給していたす

がたが浮き彫りになってきた。

それでは、古文書論的なアプローチにより明らかにされてきたかか
る現象は、見極めが進みつつある信長権力の歴史的 성격の評価にどう
反映されていくのであろう。そのすり合わせ作業が、近年の研究の活
性化にともない、新たな課題として生じつつあるように思う。さらな
る古文書論の深化とあわせて、今後の展開が期待されるところである。

〔参考文献〕

《史料集等》

- 松永貞徳『日本古典文学大系九五 戴恩記』（岩波書店、一九六四年）
奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』（角川書店、一九六九年）
細川幽斎『古典文庫二七〇 衆妙集』（古典文庫、一九六九年）
東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料 一〜二四』（東京大
学出版会、一九六九〜二〇一四年）
石田晴男・今谷明・土田将雄編『綿考輯録 第二巻』（汲古書院、一九八八年）
奥野高広『増訂織田信長文書の研究 上・下巻 補遺・索引』（吉川弘文館、
一九八八年）
熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書
中世編』（吉川弘文館、二〇一〇年）
《著書・論文等》
相田二郎『戦国大名の印章 印判状の研究』（名著出版、一九七六年）
山室恭子『中世のなかに生まれた近世』（吉川弘文館、一九九一年）
小林清治『秀吉権力の形成 書札礼・禁制・城郭政策』（東京大学出版会、
一九九四年）
尾下成敏『織田信長発給文書の基礎的研究 織田信長「御内書」の年次比
定を中心に』（『富山史壇』一三〇号、一九九九年）
尾下成敏『織田信長発給文書の基礎的研究 その二』（『富山史壇』一三三
号、二〇〇〇年）

久野雅司『織田信長発給文書の基礎的考察 武家宛書状・直書の検討によ
る一試論』（大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇
二年）

高木叙子『信長文書の世界』展補遺 紙・形態・印判』（安土城考古博
物館『紀要』一〇号、二〇〇二年）

尾下成敏『織田信長書札礼の研究』（『ヒストリア』一八五号、二〇〇三年）
神田千里『中世末の「天下」について』（同著『戦国時代の自力と秩序』吉
川弘文館、二〇一三年。初出は二〇一〇年）

山田康弘『歴史文化ライブラリー三三三 戦国時代の足利将軍』（吉川弘文
館、二〇一一年）

池上裕子『人物叢書 織田信長』（吉川弘文館、二〇一二年）

稲葉継陽『細川家伝来の織田信長発給文書 細川藤孝と明智光秀』（森正
人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍 永青文庫資料論』吉川弘文
館、二〇一三年）

山田貴司『和泉上守護細川家ゆかりの文化財と肥後細川家の系譜認識』（森
正人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍 永青文庫資料論』吉川弘
文館、二〇一三年）

稲葉継陽『細川家伝来の織田信長文書』（熊本県立美術館編『重要文化財指
定記念 信長からの手紙』熊本県立美術館・公益財団法人永青文庫、二
〇一四年）

金子拓『講談社現代新書二七八 織田信長 天下人の実像』（講談社、二
〇一四年）

高島晶彦『信長が書状に使っていた「紙」』（熊本県立美術館編『重要文化
財指定記念 信長からの手紙』熊本県立美術館・公益財団法人永青文庫、
二〇一四年）

鳥津亮二『加藤清正のクセ字 自筆書状の基礎的考察』（『東京大学史料
編纂所画像史料解析センター通信』六五号、二〇一四年）

松下浩『淡海文庫五三 織田信長 その虚像と実像』（サンライズ出版、二
〇一四年）

山田貴司『資料紹介 信長文書の伝来経緯を示す『宇土細川家文書』の長

岡休齋書状」(九州大学附属図書館附設記録資料館「ニューズレター」九号、二〇一五年)

《展覧会図録・調査報告書等》

滋賀県安土城郭調査研究所編『織豊期城郭基礎調査報告書一』(滋賀県教育

委員会、一九九六年)

滋賀県安土城郭調査研究所編『織豊期城郭基礎調査報告書二』(滋賀県教育

委員会、一九九九年)

滋賀県立安土城考古博物館編・発行『平成二二年度秋季特別展 信長文書

の世界』(二〇〇〇年)

滋賀県安土城郭調査研究所編『織豊期城郭基礎調査報告書三』(滋賀県教育

委員会、二〇〇二年)

滋賀県教育委員会事務局文化財保護課編・発行『織豊期城郭基礎調査報告

書四』(二〇一〇年)

熊本県立美術館編・発行『没後四〇〇年・古今伝授の間修復記念 細川幽

齋展』(二〇一〇年)

熊本県立美術館編『重要文化財指定記念 信長からの手紙』(熊本県立美術

館・公益財団法人永青文庫、二〇一四年)

〔付記〕

なお、本稿は東京大学史料編纂所の二〇一四・二〇一五年度特定共同研究「関連史料の収集による長篠合戦の立体的復元」による研究成果の一部である。